

障害福祉サービス事業所等管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部自立支援担当課長

平成 29 年度第 1 回障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導の実施に  
ついて(通知)

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導を下記とおり開催いたします。  
ご多忙とは存じますが、各事業所におかれましては、必ずご出席くださいますようお願いいた  
します。

記

- 1 実施年月日  
平成 29 年 8 月 24 日(木) 10 時 00 分～12 時 00 分(受付・開場 9 時 40 分)
- 2 実施場所  
WEST 19 5 階講堂(所在地:中央区大通西 19 丁目)  
\*最寄り駅等:地下鉄「西 18 丁目駅」1 番出口に接続  
JR 北海道バス「北 1 西 20 丁目」又は「大通西 18 丁目」下車  
**\*WEST19 の駐車場は使用できません。公共交通機関又は近隣の有料駐車場を利用し  
てください。**
- 3 主な実施内容(予定)  
人員・設備・運営基準及び実地指導における主な指摘事項、虐待の防止について他
- 4 対象者  
札幌市内の障害福祉サービス事業者・相談支援事業者、障害児通所支援事業者・相談  
支援事業者等において、**平成 28 年 6 月 2 日以降に指定を受けた事業所**  
出席可能人数は 1 事業所 1 名とします。  
なお、会場の都合上、一つの事業所番号で 2 事業以上を運営している事業所については、  
1 事業所として取り扱いますので、ご留意願います。
- 5 主催  
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
- 6 留意事項
  - (1) **下記の出席票に記載の上、当日、必ず受付に提出してください。**
  - (2) **説明会資料は、8 月 17 日(木)夕方に札幌市ホームページに掲載する予定です。  
印刷の上、当日持参してください。(会場での配布は行いません。)**  
なお、ホームページを閲覧できない等の理由により資料を準備することができない場  
合は、事前に当課まで御連絡ください。  
【掲載 URL <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html>】  
札幌市 >健康・福祉・子育て >福祉・介護 >障がいのある方へ >法律・制度  
>障害福祉サービス・障害児通所支援事業者向け >各種通知/手引き  
>制度全般(平成 29 年度第 1 回障害福祉サービス事業者等に係る集団指導資料)
  - (3) **質問がある場合は、別添の質問票に記載の上、8 月 18 日(金)15 時までにメール又は  
FAX で提出下さい。当日、質問の多いものについて解説を予定しています。**  
担当:障がい福祉課 原、柳原  
電話:011-211-2938 FAX:011-218-5181 メール:sidou@city.sapporo.jp

----- 切り取り線 -----

出席票(切り取って、説明会当日に受付へ提出してください。)

参加日時	第 1 回 平成 29 年 8 月 24 日(木) 10 時 00 分～12 時 00 分
事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
出席者名	